プロジェクト項目　リスク分担型企業年金に関する会計処理
第 82 回退職給付専門委員会及び第 343 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に寄せられたコメントについて、第 82 回退職給付専門委員会（2016 年 8 月 29 日開催）及び第 343 回企業会計基準委員会（2016 年 8 月 30 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

（質問 1）リスク分担型企業年金の分類、分類の再判定、会計処理

（本公開草案の内容を支持しないコメントへの対応について）

第 82 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

2. 本公開草案に対して強い反対意見が寄せられているが、このような反対意見が寄せられている背景を分析することが必要であると考えられる。例えば、リスク分担型企業年金が制度として法令上施行されていない状況の中で、当該制度に対する理解が進んでいないことが考えられる。

3. リスク分担型企業年金の制度面に対する理解が難しい部分がある。コメントへの対応として、本制度の仕組みを分かりやすく示すことで理解を浸透させるということも考えられる。

4. リスク分担型企業年金が、確定拠出年金法ではなく、確定給付企業年金法の枠内で創設されるのは、資産の運用主体が個人ではなく、企業側とすることにメリットがあったためと理解しており、コメントへの対応として、その点を冒頭に記載すると理解が進むと考えられる。

5. リスク対応掛金の具体的な計算方法や調整率の算定方法が難しいため、制度の理解が進んでいないと思われる。リスク対応掛金の計算方法を具体的に記載するのは難しいが、調整率の算出方法に関しては、結論の背景に具体的な算定式等を用いて示すことも考えられる。

第 343 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

6. 本公開草案において、リスク分担型企業年金の制度面の説明が不足していたとは思うが、一方で、会計基準設定主体による対応には限界もあるため、制度を所管する厚生労働省にも、制度の理解促進に努めていただきたい。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

7. 本公開草案に対して強い反対意見がいくつか寄せられているのは、本公開草案の提案が十分に理解されていないためではないかと想像される。本公開草案では、リスク分担型企業年金であれば無条件に確定拠出制度に分類するのではなく、企業が追加的な拠出義務を実質的に負うか否かで判断する必要があることを強調してはどうか。

（分類の判定及び再判定に関するコメントへの対応に関する意見）

第 82 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

8. 本公開草案の文案の検討過程で、「規約又は規約以外の文書等」により、企業が追加的な拠出義務を実質的に負っていないことを本文に示す検討を行った経緯がある。この検討経緯が結論の背景に記載されていないことから、企業が追加的な拠出義務を実質的に負っていないか否かを判断する基準を明確化すべきというコメントにつながっていると考えられる。コメントへの対応として、結論の背景に検討の経緯を記載することも考えられるのではないか。

9. 本公開草案第 5 項に「制度の導入時の分類の判定に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合（例えば、新たな労使合意に基づく規約の改訂が行われた場合）」と修文する事務局の提案に賛成する。分類の判定に関する記載を追加する場合は、分類の再判定の場合にもその旨を記載することが考えられる。

10. 分類の判定基準については、事実関係に即した判断が求められるため、詳細に記載することができないと考えている。また、分類の再判定に関する記載は必要であるが、分類の再判定が必要でない場合も多くあり、必要以上に目立たせる必要はなく、本公開草案第 5 項の分類の再判定の見出しは不要と考える。

（他の退職給付制度からの給付の補填の取扱いに関するコメントへの対応に関する意見）

第 82 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

11. 実務上、退職金制度の内枠として、リスク分担型企業年金を運営しようとする企業は有り得ると想定される。類似の事例として、中小企業退職金共済制度を退職金制度の内枠として運営している事例があるが、その場合、実務では、中小企業退職金共済制度部分を除いた部分を確定給付制度として取り扱って会計処理を行っている。

12. 寄せられたコメントは、退職金制度の内枠としてリスク分担型企業年金を導入し、退職金の総額は現在の確定給付制度で決定し、そのうち、リスク分担型企業年金から給付される金額が決定され、リスク分担型企業年金で給付額が増減する部分に関しては他の退職給付制度で調整されることを想定していると考える。そのような場合に、リスク分担型企業年金を確定拠出制度として分類して良いかというコメント

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

であると理解している。

第 343 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

13. リスク分担型企業年金を確定拠出制度に分類するためには、他の退職給付制度からの給付の補填がないということが、要件になるのではないか。

（特例掛金が拠出される場合の取扱いのコメントへの対応に関する意見）

第 82 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

14. 特例掛金の存在に触れずに基準を公表すべきではなく、何らかの記載をすべきである。ただし、特例掛金の取扱いを明らかにすると、実際に拠出が発生するかどうかに関わらず、追加的な拠出義務があるかどうかという議論になるため、本公開草案のように議論の外に置かざるをえないと考える。

15. 特例掛金が追加的な拠出義務に関わる点を考慮すると、リスク分担型企業年金を確定拠出制度に分類することができるかどうかという根本的な議論に繋がると考える。特例掛金の存在を認めた上で、その取扱いに関して何らかの記載は必要であると考える。

16. 本公開草案第 17 項において特例掛金に関する記載があるが、非常に稀なケースに言及していることが、実務対応報告の内容を分かりにくくしている一因ではないか。少なくとも現状では中途半端な記載のため、却って実務が混乱すると考える。実務対応報告に特例掛金の拠出があった場合にどのような会計処理をするかを記載するのであれば、再検討してもよいと考える。

（分類の再判定の結果、会計上の分類が確定給付制度に変わった場合の取扱いのコメントへの対応に関する意見）

第 82 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

17. 制度を導入するに際し、包括的に情報収集することを望む企業もあり、導入時だけでなく、分類の再判定の結果、確定給付制度に分類が変わった場合にどのように会計処理するかを認識した上で導入を検討したいという懸念から寄せられたコメントではないかと考えられる。分類が確定給付制度に変わった場合に、その時点の積立不足を一括して費用処理することが求められるかという点に関心があるのではないか。多くの団体からコメントが寄せられているので、結論の背景に参考となるような考え方を記載してはどうか。

18. 分類の再判定の結果、分類が確定拠出制度から確定給付制度に変わる場合、貸借対照表に大きな影響を与えるため、取扱いを基準に記載する必要があると考える。

19. 再判定がどの程度の頻度で実施されるのかは現時点ではわからないが、場合によっ

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ては頻繁に起こる可能性があり、分類の再判定によって損益を操作しうる点を懸念する。

20. 確定拠出制度から確定給付制度へ移行した場合の取扱いに関しては、確定給付企業年金制度を新設した場合と同様の処理になると考えられるため、退職給付会計基準に定められている確定給付企業年金制度が新設された場合の取扱いに準ずる、と記載を追加してはどうか。

21. 寄せられたコメントからは、どのような点に懸念があるかを十分に理解することができない。分類の再判定が生じることは稀であるというコメントも寄せられているため、対応は総合的に判断すべきであると考える。

（質問 2）退職給付制度間の移行に関する取扱い

（他の移行パターンの取扱いのコメントへの対応に関する意見）

第 82 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

22. 時間的な制約もあるため、様々な移行パターンのうち、確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金から確定給付企業年金制度へ移行した場合の会計処理に絞って検討することでも良いと考える。

23. 制度移行適用指針が存在するため、当該適用指針に準ずる旨をより明確に記載すれば十分ではないか。コメントへの対応として、今後の普及状況等を勘案して対応するというのではなく、現行の制度移行適用指針等に従うというような記載の方が良いと考える。

第 343 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

24. 制度導入を検討している企業にとって、リスク分担型企業年金に移行すると確定給付制度の会計処理に戻せないのか、又は戻ることができるのかが判断の大きな材料の一つとなる。したがって、確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金から確定給付企業年金に移行する場合は、制度の新設に該当し、それ以外の確定拠出年金制度に移行する場合は特段の会計処理が示されていないという記載だけでも追記してはどうか。

(質問 3)開示

（制度の概要は企業の判断に委ねるべきである旨のコメントへの対応に関する意見）

第 82 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

25. リスク分担型企業年金は、法的には確定給付企業年金法に基づいているが、追加的

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

な拠出義務を実質的に負っていないものは確定拠出制度として会計処理し、オフバランスとなっている。財務諸表利用者としては、どのような理由でそのような会計処理になっているのかを把握したいため、制度の概要も含め開示していただきたいと考える。

26. 制度の概要の注記について、一定の事項を例示する意義はあると考えているが、あくまでも例示であるため、企業が状況に応じて記載を簡略化することもあり得るように本公開草案第30項の記載を見直してはどうか。

（開示の目的や有用性のコメントへの対応に関する意見）

第82回退職給付専門委員会で聞かれた意見

27. 本公開草案の議論の過程では、確定拠出制度に分類した上で、必要な開示が何かという観点で議論している。コメント29)は、開示についての必要性が理解できないという内容であるため、開示の目的や有用性を結論の背景に明確に記載する必要があると考える。

（分類の再判定が実施された場合の開示が必要である旨のコメントへの対応に関する意見）

第82回退職給付専門委員会で聞かれた意見

28. 分類の再判定の結果、確定拠出制度から確定給付制度に移行する場合、どのような会計処理を採用するかの議論もあるため、会計処理と開示をセットで整理することが考えられる。

29. 開示に関しては、有用性の観点からの検討が必要である。分類の再判定の結果、確定拠出制度として引き続き会計処理をする場合、どのような理由で判断したかの説明は、財務諸表利用者にとって有用な情報になると考える。

30. 分類の再判定が実施された場合の開示が不要な理由として、「分類の再判定は必要に応じて随時行われるため、分類の再判定の都度、開示を行うことは困難である」としている点が分かりにくいと考える。この点に関して、再判定について記載するかどうかは、制度の概要欄に企業が任意で記載することで十分であると考える。

第343回企業会計基準委員会で聞かれた意見

31. 分類の再判定の結果、確定給付制度に分類が変更される場合は、当該変更に係る開示は有用であると考えられるので、開示を求めるべきではないか。

32. 分類の再判定の都度、開示行うことがなぜ困難なのか、根拠が明確ではないのではないか。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（質問 4）その他

第 82 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

33. コメント 34)から 36)に関して、もう少し丁寧に対応してはどうか。例えば、コメント 34)への対応として、IAS 第 19 号の 2011 年改訂の内容を確認した上で、改訂趣旨が明確化を図ったものであるため、本公開草案の記載を見直さない、と表現を見直してはどうか。

34. コメント 31)の IFRS(IAS 第 19 号)における取扱いの明確化を強く求めたいとのコメントに関して、今回のケースは金額的な影響が大きいため、対応を検討の上、市場関係者のコンセンサスを得るためのプロセスを周知していただきたい。

35. 退職給付会計基準第 4 項に定める「確定拠出制度」を、制度移行適用指針では「確定拠出型の退職給付制度」と記載しているので、今回の改正において、「確定拠出型の退職給付制度」に名称を統一した方が、本実務対応報告が読みやすくなるのではないか。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。